

	第五十八條第六項 第一号		第五十七條第十一項 第一号	第五十七條第一項 ただし書	第五十二條第一項 第一号イ	第二十三條の二第 一項	第二十三條第一項	第二條第十号	
	普通法人	所得の金額の百分 の八十	普通法人	所得の金額の百分 の八十	普通法人	省 略	省 略	省 略	省 略
	普通法人（投資法人を除く。）	所得の金額の百分の八十（租税特 別措置法第六十七條の十五第一項 第一号（投資法人に係る課税の特 例）に掲げる要件を満たす投資法 人にあつては、当該所得の金額の 百分の百）	普通法人（投資法人を除く。）	所得の金額の百分の八十（租税特 別措置法第六十七條の十五第一項 第一号（投資法人に係る課税の特 例）に掲げる要件を満たす投資法 人にあつては、当該所得の金額の 百分の百）	普通法人（投資法人を除く。）	省 略	省 略	省 略	省 略

同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上

第六十六条第二項	省略	省略
第六十七条第一項	省略	省略
第六十七条第二項	省略	省略
第六十七条第八項	省略	省略
第六十九条第一項	省略	省略

4 10 省略

(外国組合員に対する課税の特例)

第六十七条の十六 省略

2 第四十一条の二十一第三項から第八項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得の同法第二百二十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合にあつては、当該前日又は当該変更をした日以後最初に同法第六十一条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日）」とあるのは、「法人税法第三百三十八条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二項第十八号に規定する事業年度に係る同法第四百五条第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

3 4 省略

(特定の協同組合等の法人税率の特例)

第六十八条 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限る。）の事業年度（清算中の事業年度を除く。）が、次の各号に掲

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

4 10 同上

(外国組合員に対する課税の特例)

第六十七条の十六 同上

2 第四十一条の二十一第三項から第八項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得の同法第二百二十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合にあつては、当該前日又は当該変更をした日以後最初に同法第六十一条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日）」とあるのは、「法人税法第三百三十八条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二項第十九号に規定する事業年度に係る同法第四百五条第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

3 4 同上

(特定の協同組合等の法人税率の特例)

第六十八条 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限る。）の事業年度（清算中の事業年度を除く。）が、次の各号に掲

ける要件の全てに該当する場合における当該協同組合等の各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第六十六条第三項中「百分の十九」とあるのは「百分の十九（各事業年度の所得の金額のうち十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十二）」と、同条第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条第一項（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」とする。

一 三 省 略

2・3 省 略

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）

第六十八条の三の二 法人税法第二十九条の二ホに掲げる特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額（以下この条において「利益の分配の額」という。）で当該特定目的信託に係る受託法人（同法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げる全ての要件

イ 二 省 略

二 次に掲げる全ての要件

イ ハ 省 略

2 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条第一項	内国法人が	内国法人（第二条第二十九条の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託（以下「特定目的信託」という。）
----------	-------	--

ける要件のすべてに該当する場合における当該協同組合等の各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第六十六条第三項中「百分の二十二」とあるのは「百分の二十二（各事業年度の所得の金額のうち十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十六）」と、同条第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条第一項（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」とする。

一 三 同 上

2・3 同 上

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）

第六十八条の三の二 同 上

一 次に掲げるすべての要件

イ 二 同 上

二 次に掲げるすべての要件

イ ハ 同 上

2 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

同 上	同 上	内国法人（第二条第二十九条の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る第四条の七（受託法人等に
-----	-----	---

第二十三条の二第一項	省略	「に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。」が
第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十八条の三の二第一項第一号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。）
第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十八条の三の二第一項第一号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十八条第六項第一号	普通法人	普通法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。）
第六十九条第一項	省略	省略

同上	
同上	
同上	関するこの法律の適用）に規定する受託法人（次条第一項及び第六十九条第一項において「特定目的信託に係る受託法人」という。）を除く。）が

同上
同上
同上

3 12 省 略

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の三 特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（第一号において「投資信託法」という。）第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。以下この条において同じ。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの収益の分配の額として政令で定める金額（以下この条において「収益の分配の額」という。）で当該特定投資信託に係る受託法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その収益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げる全ての要件

イ 二 省 略

二 次に掲げる全ての要件

イ ハ 省 略

2 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条第一項	内国法人が
	内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号ロ及びハ（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託（同項に規定する特定投資信託をいう。以下同じ。）に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が

3 12 同 上

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の三 同 上

一 次に掲げるすべての要件

イ 二 同 上

二 次に掲げるすべての要件

イ ハ 同 上

2 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

同 上	同 上
	内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託（同項第一号ロ又はハに掲げる要件を満たすものに限る。）に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が

第二十三条の二第 一項	内国法人が外国子 会社	内国法人（特定投資信託に係る受 託法人を除く。以下この項におい て同じ。）が外国子会社
第五十七条第一項 ただし書	所得の金額の百分 の八十	所得の金額の百分の八十（租税特 別措置法第六十八条の三の第三 項第一号（特定投資信託に係る受 託法人の課税の特例）に掲げる要 件を満たす特定投資信託に係る受 託法人にあつては、当該所得の金 額の百分の百）
第五十七條第十一 項第一号	普通法人	普通法人（特定投資信託に係る受 託法人を除く。）
第五十八條第一項 ただし書	所得の金額の百分 の八十	所得の金額の百分の八十（租税特 別措置法第六十八条の三の第三 項第一号（特定投資信託に係る受 託法人の課税の特例）に掲げる要 件を満たす特定投資信託に係る受 託法人にあつては、当該所得の金 額の百分の百）
第五十八條第六項 第一号	普通法人	普通法人（特定投資信託に係る受 託法人を除く。）

同上	
同上	
	内国法人（租税特別措置法第六十 八条の三の第三項（特定投資信 託に係る受託法人の課税の特例） に規定する特定投資信託に係る第 四條の七（受託法人等に関するこ の法律の適用）に規定する受託法 人（第六十九條第一項において「 特定投資信託に係る受託法人」と いう。）を除く。以下この項にお いて同じ。）が外国子会社

第六十九条第一項	省略	省略
----------	----	----

3 12 省略

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

第六十八條の三の四 省略

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項、第七項及び第九項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項並びに第四十二条の十一第三項の規定その他政令で定める規定を適用する。

3 省略

第六十八條の八 次の表の第一欄に掲げる連結親法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時に同法第六十六條第六項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる連結親法人の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 普通法人である連結親法人のうち、当該各連結事業年度終了の時に置いて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であ	法人税法第八十一条の十二第二項	百分の十九	百分の十五

同上	同上	同上
----	----	----

3 12 同上

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

第六十八條の三の四 同上

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項、第七項及び第九項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第三項、第四十二条の七第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項並びに第四十二条の十一第三項の規定その他政令で定める規定を適用する。

3 同上

第六十八條の八 次の表の第一欄に掲げる連結親法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時に同法第六十六條第六項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）の平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる連結親法人の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 同上	同上	百分の二十二	百分の十八

るもの又は資本若しくは出資を有しないもの（第三号に規定する医療法人を除く。）			
二 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（第六十八條の百八第一項に規定する協同組合等を除く。）である連結親法人	同法第八十一條の十二第三項	百分の二十	百分の二十（各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十六）
三 第六十八條の百第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人	同項	百分の二十	百分の二十（各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十六）

2 第六十八條の百八第一項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同項中「百分の二十」（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（第十五條の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十二）とあるのは、「百分の二十」（各連結事業年度の連結所得の金額のうち、八百万円（第十五條の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、八百万円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計

二 同上	同上	百分の二十三	百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十九）
三 同上	同上	百分の二十三	百分の二十三（各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十九）

2 第六十八條の百八第一項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同項中「百分の二十三」（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（第十五條の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十六）とあるのは、「百分の二十三」（各連結事業年度の連結所得の金額のうち、八百万円（第十五條の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、八百万円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除し

3
5
省
略

第六十八条の九 連結法人の各連結事業年度（その連結親法人の解散（合併による

解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てられるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三第二項、第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る連結税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第四号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2
10
省
略

3
5
同
上

第六十八条の九 連結法人の各連結事業年度（その連結親法人の解散（合併による

解散を除く。の日を含む連結事業年度を除く。において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てられるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る連結税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第四号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2
3
10
同
上

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用があり、かつ、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一四 省略

12・13 省略

14 第一項及び第二項、第六項又は第九項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額、控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

15 第三項又は第七項の規定は、第一項若しくは第二項又は第六項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に第三項又は第七項に規定する連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項（第八項において準用する場合を含む。）の規定により連結繰越税額控除限度超過額

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用があり、かつ、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一四 同上

12・13 同上

14 第一項及び第二項、第六項又は第九項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

15 第三項又は第七項の規定は、第一項若しくは第二項又は第六項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に第三項又は第七項に規定する連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項（第八項において準用する場合を含む。）の規定により連結繰越税額控除限度超過額

又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額（第四項第一号に定める金額に係るものに限る。）がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の四第一項若しくは第二項又は同条第六項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度（当該適用を受けた事業年度後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二十三条第三十一号に規定する確定申告書（当該適用を受けた事業年度後の各連結事業年度にあつては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書）に第四十二条の四第三項又は第七項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項又は第七項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)

239 省略

10 第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定は、第一項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項又は同条第六項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第三項（第六項において準用する場合を含む。）の規定により平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額（第三項第一号に定める金額に係るものに限る。）がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えられた第四十二条の四第一項若しくは第二項又は同条第六項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度（当該適用を受けた事業年度後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該適用を

16
18
同
上

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)

239 同上

10 第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定は、第一項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項又は第六項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二條第三十二号に規定する連結確定申告書に平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第三項（第六項において準用する場合を含む。）の規定により平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額（第三項第一号に定める金額に係るものに限る。）がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えられた第四十二条の四第一項若しくは第二項又は第六項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度（当該適用を受けた事業年度後の事業年度が連結事業年度に該当する場合）には、当該適用を受けた事

受けた事業年度後の各連結事業年度)の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書(当該適用を受けた事業年度後の各連結事業年度にあつては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書)に第四十二条の四の二第八項第一号若しくは第二号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額又は同項第三号若しくは第四号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)に限り、適用する。

11
13 省 略

業年度後の各連結事業年度)の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書(当該適用を受けた事業年度後の各連結事業年度にあつては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書)に第四十二条の四の二第八項第一号若しくは第二号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額又は同項第三号若しくは第四号に規定する平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第一項及び第二項又は第五項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11
13 同 上

(エネルギー需給構造改革推進設備等)を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合(第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。次項及び第六項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度(次項及び第十二項において「供用年度」という。)の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における

る同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 次に掲げる機械その他の減価償却資産でエネルギーの有効利用に著しく資するもののうち政令で定めるもの

イ 製造工程が連続化された機械、廃熱を製造工程において有効利用する機械その他製造若しくは加工又は役務の提供の方法を改良した機械その他の減価償却資産

ロ 廃エネルギーを回収する機械、電気のパワー、熱等への変換の合理化等をする機械その他の減価償却資産

ハ その利用の形態が電気又はガスの需要量の季節又は時間帯による変動の縮小に著しく資する機械その他の減価償却資産

二 第四十二条の五第一項第二号に掲げる減価償却資産

三 第四十二条の五第一項第三号に掲げる減価償却資産

四 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備

ロ 建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、指定期間内にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製

作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の当該繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の当該繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合又は次条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除

した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は同条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の五第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から

第三項まで並びに第六十八条の九第十一項（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、次条第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に關する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備等取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

7| 連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の五第六項の規定の適用を受けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第六十八条の四十及び第六十八条の四十一の規定の適用については、第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と、「第五十二条の二第一項」とあるのは「第五十二条の二第一項」とあるのは「第五十二条の二第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第六十八条の四十一第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第五十二条の三第一項）」とあるのは「場合（第五十二条の三第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同条第一項」とあるのは「第五十二条の三第一項」とする。

8| 第一項及び第六項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得したエネルギー需給構造改革推進設備等については、適用しない。

- 9] 第一項から第三項まで及び第六項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。
- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
 - 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
 - 三 清算中の連結子法人
- 10] 第一項及び第六項の規定は、連結確定申告書等に第一項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 11] 第二項の規定は、連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。
- 12] 第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二十三条第三十二項に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の五第二項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合）は、当該連結事業年度）の同法第二十三条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同法第三十二号に規定する連結確定申告書）に第四十二条の五第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。
- 13] 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）」又は租税特別措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項（エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十第二項及び第三項（エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるの

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)(内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内

は「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十二項及び第三項(エネルギー需給構造改革推進設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第二項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十二項及び第三項(エネルギー需給構造改革推進設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」の規定」と、同法第八十一条の二十二第二項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)」並びに租税特別措置法第六十八条の十二項及び第三項(エネルギー需給構造改革推進設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」とする。

14 第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15 第八項から第十二項までに定めるもののほか、第一項から第七項まで及び第十三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)(内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に

にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イに掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該エネルギー環境負荷低減推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の普通償却限度額（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一・二 省 略

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供したエネルギー環境負荷

国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イに掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一・二 同 上

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項、第五項及び第七項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（その事業

低減推進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の当該繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の当該繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3

の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前条第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（前条第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の当該繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の当該繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合又は前条第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は同条第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子